

(証券コード3021)
平成22年8月13日

株 主 各 位

東京都港区芝五丁目20番14号
株式会社パシフィックネット
代表取締役 上 田 満 弘

第22回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第22回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討下さいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成22年8月27日（金曜日）午後5時45分までに到着するようご送付下さいますよう、お願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成22年8月30日（月曜日）午前10時
2. 場 所 東京都港区三田三丁目12番12号
笹川記念会館 4階第1第2会議室
3. 目的事項
報告事項 第22期（平成21年6月1日から平成22年5月31日まで）
事業報告の内容、計算書類の内容報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役6名選任の件
第3号議案 監査役1名選任の件

以 上

-
- ◎ 当日ご出席の際には、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.prins.co.jp/>）に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(平成21年6月1日から
平成22年5月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、一昨年に米国に端を発した世界的な金融市場の混乱から世界経済の急激な悪化を受け、政府の経済対策により景気回復の兆しが見られるものの、企業収益の悪化による設備投資の抑制や雇用不安、個人消費の低迷等、依然として厳しい状況となりました。

当社を取り巻く事業環境につきましては、企業収益の悪化が情報機器の入替えを鈍化させ、中古情報機器業界全体の仕入環境は厳しい状況で推移いたしました。

このような環境下、全国主要都市に引取回収拠点9箇所を配したネットワーク、ISO27001 (ISMS) 並びにプライバシーマークに準拠した情報漏洩防止のためのセキュリティ体制をアピールし、リース会社・一般企業を対象とした仕入の営業力を強化いたしました。また、販売部門の強化を目指し PCNET 秋葉原2号店を8ヶ店目のショップとして新設いたしました。更に Windows 7の発売に伴う情報機器の入替えを見込み、作業面積の拡大、更なる作業効率の向上と情報セキュリティレベルの強化を目的として、東京テクニカルセンターを移設いたしました。

一方、マイクロソフト社が提供する MAR プログラム (再生事業者向け正規ライセンス WindowsXP 供給プログラム) に参加し、ネット通販及び全国主要都市の直営店舗8ヶ店にて、誰にでもご利用戴ける OS インストールモデルの販売を推進いたしました。同時に国内販売を主とする中古情報機器取扱業者の開拓、教育機関及び一般法人等への直接営業を強化し、利益の改善とコストの削減に努めてまいりました。

当事業年度の売上高は、前事業年度に比べ 59,135 千円減収の 3,349,229 千円となりました。

利益面につきましては、前事業年度に比べ売上高は減収となりましたが、販売

費及び一般管理費を抑制し、売上原価率を改善した結果、営業利益は 60,667 千円（前事業年度は営業損失 23,343 千円）となりました。

主に営業外収益として、受取家賃 4,642 千円、受取ロイヤリティー 9,561 千円の計上により、経常利益は 75,161 千円（前事業年度は経常損失 13,367 千円）となりました。

また、主に東京テクニカルセンター並びに台北支店の移設による特別損失として、固定資産除却損 1,395 千円、減損損失 4,228 千円の計上により、税引前当期純利益は 69,758 千円となり、法人税、住民税及び事業税 25,398 千円、法人税等調整額 12,565 千円を計上いたしました結果、当期純利益は 31,793 千円（前事業年度は当期純損失 25,866 千円）となりました。

事業部門別の業績を示すと次のとおりであります。

[1] 販売事業

販売事業につきましては、中古情報機器等の入荷台数が前事業年度に比べ 7.6%減少いたしました。中古情報機器取扱業者向け販売は好調に推移いたしました。OS インストールモデルの「RebornPC（リボーン PC）」に適した使用年数の短いパソコンの入荷台数が減少した結果、インターネット並びにショップでの個人向け販売が低迷いたしました。この結果、商品売上高は前事業年度に比べ 3,432 千円減収の 2,390,265 千円となりました。

[2] 引取回収事業

引取回収事業につきましては、引取回収依頼件数が前事業年度に比べ 7.6%減少したことにより、引取手数料収入は前事業年度に比べ 51,221 千円減収の 435,454 千円となりました。

[3] レンタル事業

レンタル事業につきましては、むしろ景気後退によるレンタル需要は高まり、一般法人向けレンタルは増加いたしました。一方で建設不況で公共事業向けレンタルが減少し、レンタル料収入は前事業年度に比べ 4,481 千円減収の 523,509 千円となりました。

(2) 設備投資及び資金調達の状況

当事業年度に実施した設備投資の総額は 358,920 千円であり、その主なものはレンタル資産の購入、I P 電話（14 拠点）、東京テクニカルセンター移設費用、会社 P V 等宣伝用具（本部）、秋葉原 2 号店開設などであります。

なお、これらの設備投資に必要な資金は自己資金によりまかなっております。

(3) 対処すべき課題

当社の属する中古パソコン市場は、ここ数年家電量販店及びメーカー等の新規参入により市場が拡大しております。また、一方でクラウドコンピューティングの普及、iPhone、iPad の発売等、パソコン市場を巡る構造変化も急速に進展しております。

当社はこのような事業環境の下で、更なる事業の発展を推進するためには、商材の安定的確保と販路拡大、そして時代に合った事業構造の構築が重要な課題であります。また、業容拡大に伴い、人材確保及び社員教育の強化が課題となっております。

具体的な対処策は次のとおりであります。

[1] 商材の安定確保と販路拡大

① 全国的な商材回収拠点の活性化と店舗網との連携強化

全国主要都市に中古パソコンの回収・再生を行うための支店と販売・回収を担う店舗との連携を強化し、併せてパソコンリユース・リサイクルの全国ネットワークの構築を更に強固なものとし、商材確保及び販売力の強化を推進しております。

② 仕入経路の開拓

商材回収拠点の全国展開を活かし、リース会社等との関係を更に強化してまいります。また、業務提携を推進強化すると共に、引き続き一般法人、公共機関、個人及び家電量販店への積極的なアプローチを継続して行い、中古パソコンの確保等、仕入経路を強力に開拓してまいります。

③ 中古携帯事業への本格進出

携帯電話の販売方式が変更になったことにより、新品携帯端末の価格が値上がりし、低価格な中古携帯端末を希望するユーザーニーズが高まっております。

また、日本国内の携帯電話は利用者の増加により、契約台数が 1 億台を突

破しました。その結果毎年大量に発生する使用済み携帯端末の有効活用が指摘されるなか、当社独自の中古パソコン事業で培ったリユース・リサイクルのノウハウを中古携帯端末においても活かしてまいります。

[2] 人材確保と社員教育の強化

事業の拡大と市場環境変化への対応のため、各部門でマネジメントを中心としたスタッフの充足が必要であり、優秀な人材の採用を行うと共に、新入社員から管理者に至るまでの社員教育を強化してまいります。

(4) 財産及び損益の状況

区分	期別	第19期 (平成19年5月期)	第20期 (平成20年5月期)	第21期 (平成21年5月期)	第22期(当期) (平成22年5月期)
売上高(千円)		3,625,658	4,145,908	3,408,364	3,349,229
営業利益又は営業損失(△)(千円)		214,349	239,591	△23,343	60,667
経常利益又は経常損失(△)(千円)		219,915	250,394	△13,367	75,161
当期純利益又は当期純損失(△)(千円)		101,862	127,676	△25,866	31,793
1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)(円)		3,936.70	4,977.26	△1,032.47	1,295.38
総資産額(千円)		2,203,015	2,151,438	2,090,949	2,131,041
純資産額(千円)		1,616,188	1,713,302	1,612,247	1,619,499

(注) 1株当たり当期純利益又は当期純損失は、期中平均発行済株式総数に基づき算出したものであります。なお、期中平均発行済株式総数については、自己株式数を控除して用いております。

(5) 主要な事業内容（平成22年5月31日現在）

当社は、リース会社・一般企業からの中古パソコンの回収及び買取、店舗・ウェブでの個人販売・卸販売、パソコン並びにパソコン周辺機器のレンタルを行っております。また、パソコン周辺機器の販売、修理・保守管理業務を行っております。

事業部門別の主要品目は次のとおりであります。

区 分		主 要 品 目
販 売 事 業	通 信 販 売	中古パソコン・周辺機器等
	店 頭 販 売	中古パソコン・周辺機器等
引 取 回 収 事 業		中古OA機器等の回収及び収集・運搬
レ ン タ ル 事 業		パソコン・周辺機器等
修 理 保 守 管 理、 業 務 ソ フ ト の サ ポ ー ト 事 業		パソコン・周辺機器等の販売、修理・保守管理

(6) 主要な事業所等 (平成22年5月31日現在)

本社 東京都港区芝五丁目20番14号

支店 札幌支店 (北海道)、仙台支店 (宮城県)、長野支店 (長野県)、
浜松支店 (静岡県)、名古屋支店 (愛知県)、大阪支店 (大阪府)、
広島支店 (広島県)、福岡支店 (福岡県)、台北支店 (台北市)

販売部門 札幌店 (北海道)、仙台駅前店 (宮城県)、営業部販売課 (東京都)、
秋葉原中央口店 (東京都)、秋葉原2号店 (東京都)、名古屋大須店 (愛知県)、
大阪日本橋店 (大阪府)、大阪日本橋2号店 (大阪府)、博多駅前店 (福岡県)

テクニカル部門 札幌テクニカルセンター (北海道)、仙台テクニカルセンター (宮城県)、
長野テクニカルセンター (長野県)、東京テクニカルセンター (東京都)、
浜松テクニカルセンター (静岡県)、名古屋テクニカルセンター (愛知県)、
大阪テクニカルセンター (大阪府)、広島テクニカルセンター (広島県)、
福岡テクニカルセンター (福岡県)

レンタル部門 レンタル営業部レンタル営業課 (東京都)

(注) テクニカル部門は、中古パソコン等のチェック及び再生を行う部門であります。

(7) 従業員の状況 (平成22年5月31日現在)

区分	従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男性	138名	9名増	34.1歳	4年 5ヶ月
女性	42名	5名増	31.9歳	4年 6ヶ月
合計又は平均	180名	14名増	33.5歳	4年 5ヶ月

(注) 従業員数には、臨時雇用者 94名 (3名減) は含まれておりません。

(8) 主要な借入先

借入先	借入金残高 (千円)
株式会社りそな銀行	116,670

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 103,500株
 (2) 発行済株式の総数 24,544株 (自己株式1,331株を除く)
 (3) 株主数 1,224名
 (4) 大株主

株 主 名	当社への出資状況	
	持 株 数	出 資 比 率
	株	%
上 田 満 弘	14,850	60.5
上 田 ト モ 子	1,500	6.1
上 田 雄 太	1,500	6.1
上 田 修 平	1,500	6.1
岩 間 正 俊	300	1.2
兵 頭 健 一	194	0.8
辻 口 実	150	0.6
日 本 証 券 金 融 株 式 会 社	141	0.6
奥 津 利 彦	118	0.5
高 木 知 巳	100	0.4
株 式 会 社 ハ ー ド オ フ コ ー ポ レ ー シ ョ ン	100	0.4

(注) 当社は、自己株式1,331株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、出資比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（平成22年5月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	上 田 満 弘	
取締役副社長	山 崎 健 一	企画広報部担当
専務取締役	岩 間 正 俊	資材第一部、札幌支店、仙台支店、長野支店、浜松支店、名古屋支店、大阪支店、広島支店、福岡支店担当
常務取締役	東 後 忠 明	営業部、資材第二部担当
取 締 役	亀 田 秀 幸	レンタル営業部、市場開発部、台北支店担当兼市場開発部長
取 締 役	菅 谷 泰 久	情報システム部、財務経理部、人事総務部担当兼情報システム部長兼財務経理部長
取 締 役	神 谷 宗之介	弁護士（神谷法律事務所） 株式会社日本デジタル研究所監査役
監査役（常勤）	有 川 弘	
監 査 役	肥 沼 晃	税理士（肥沼会計事務所）
監 査 役	福 壽 道 夫	

- (注) 1. 当事業年度の役員の異動は、次のとおりであります。
- ・平成21年8月28日開催の第21回定時株主総会において、神谷宗之介氏は取締役役に、福壽道夫氏は監査役に選任され、就任いたしました。
 - ・監査役であった神谷宗之介氏は、平成21年8月28日開催の第21回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任いたしました。
2. 取締役神谷宗之介氏は社外取締役であります。
3. 監査役有川弘氏、肥沼晃氏、福壽道夫氏は社外監査役であります。
4. 監査役肥沼晃氏は小林公認会計士不動産鑑定士事務所に在籍後、個人で会計事務所の代表を務められており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 平成22年6月1日付で取締役の担当を次のとおり変更しております。

氏名	新役職及び担当	旧役職及び担当
岩間 正俊	営業本部、営業統括部、札幌支店、仙台支店、長野支店、浜松支店、名古屋支店、大阪支店、広島支店、福岡支店	資材第一部、札幌支店、仙台支店、長野支店、浜松支店、名古屋支店、大阪支店、広島支店、福岡支店
東後 忠明	東京本店、本部長（委嘱）	営業部、資材第二部
亀田 秀幸	台北支店、営業本部長（委嘱）	レンタル営業部、市場開発部、台北支店
菅谷 泰久	管理本部長（委嘱）、情報システム室長（委嘱）、財務経理部長（委嘱）	情報システム部、財務経理部、人事総務部

6. 平成22年7月16日付で取締役の担当を次のとおり変更しております。

氏名	新役職及び担当	旧役職及び担当
菅谷 泰久	管理本部長（委嘱） 財務経理部長（委嘱）	管理本部長（委嘱） 情報システム室長（委嘱） 財務経理部長（委嘱）

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取締役 (うち社外取締役)	7 (2)	千円 81,924 (2,200)
監査役 (うち社外監査役)	4 (4)	7,200 (7,200)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 上記、監査役の支給額には、平成21年8月28日付で任期満了した監査役1名分の報酬が含まれております。

(3) 社外役員に関する事項

- ① 他の業務執行取締役等の兼任状況
該当する重要な事項はありません。
- ② 他の法人等の社外役員の兼任状況
取締役神谷宗之介氏は、株式会社日本デジタル研究所の社外監査役であります。
同社と当社の間には、資本関係及び取引関係はありません。
- ③ 主要取引先等特定関係事業者との関係
該当する重要な事項はありません。

④ 当事業年度における主な活動状況

・取締役 神谷宗之介氏

同氏は、当事業年度に開催した取締役会24回中監査役として6回、取締役として15回、監査役在任期間中の監査役会の全てに出席しており、弁護士としての専門的な知識と経験を有していることから、客観的・中立的な立場から決議事項・報告事項全般に助言・提言を行っております。

・監査役 有川弘氏

同氏は、当事業年度に開催した取締役会及び監査役会の全てに出席しており、高い見識と幅広い経験から、決議事項・報告事項全般に助言・提言を行っております。

・監査役 肥沼晃氏

同氏は、当事業年度に開催した取締役会24回中23回、監査役会の全てに出席しており、必要に応じ、主に財務会計の経験に基づく発言を行っております。

・監査役 福壽道夫氏

同氏は、就任後、当事業年度に開催した取締役会17回中16回、監査役会の全てに出席しており、高い見識と幅広い経験から、決議事項・報告事項全般に助言・提言を行っております。

⑤ 社外役員が締結している責任限定契約の内容の概要

氏名	責任限定契約の内容の概要
神谷 宗之介	会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の責任について、社外取締役が職責を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令が規定する最低責任限度額を限度とする旨の契約。
有川 弘	会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の責任について、社外監査役が職責を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令が規定する最低責任限度額を限度とする旨の契約。
肥沼 晃	
福壽 道夫	

⑥ 当社親会社又は当社親会社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額

該当事項はありません。

4. 会計監査人の状況

- (1) 会計監査人の名称
九段監査法人

- (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	23,400千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	23,400千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

- (3) 非監査業務の内容
該当事項はありません。

- (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社都合の場合の他、会計監査人が会社法第340条第1項に定められている項目に該当すると認められる場合は、監査役会による協議を経て、監査役全員の合意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

5. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容及び実行状況の概要は以下のとおりであります。

内部統制基本方針

当社は、内部統制システム構築の基本方針を取締役会において、以下のよう
に決議いたしました。ステークホルダーの信頼を得られる誠実で透明性の高い
経営の実現のためには、コーポレートガバナンスの強化を進めることが重要で
あり、その実効性の向上を目指して内部統制を充実させ、会社法及び会社法施
行規則に基づく業務の適正性を確保いたします。

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は、法令遵守を基本精神とし、代表取締役が取締役に対し、継続的にその基本精神を伝えることにより、法令遵守があらゆる企業活動の前提となるよう周知徹底を図る。
- (2) 法令、定款及び社内規程の遵守を確保するためコンプライアンス委員会を設置し、その運営規程の制定を行い周知徹底を図る。
- (3) 取締役の職務執行の適応性並びに取締役会における意思決定の健全性及び透明性を高めるために社外取締役を置く。
- (4) 内部監査室は、各事業部門の業務の妥当性及び効率性を随時チェックするとともに、法令遵守状況についても監査を行う。これらの監査結果は、定期的にと取締役会及び監査役に報告されるものとする。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 取締役の職務執行に係る情報については、法令及び取締役会規程に従い、文書又は電磁的媒体（以下、文書等）に記録されることとする。
- (2) 文書等は、少なくとも法令及び文書管理規程に定める期間保存し、また、重要な文書等については永久保存するものとし、取締役及び監査役がいつでも文書等を閲覧することができる状態を維持する。
- (3) その他の体制として、セキュリティ対策室の情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）による情報の総合管理を行う。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 「リスク管理規程」を制定し、経営上のリスク管理に関する基本方針及び体制を定め、この規程に沿った管理体制を構築する。
- (2) 不測の事態が発生した場合においては、「リスク管理規程」に基づき、すみやかに、損害・損失等を抑制するための具体的施策を敏速に決定・実行する組織として、代表取締役を本部長とする対策本部を設置し、顧問弁護士等を含めた全社的な対応を行う。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役の職務執行の効率化を確保する体制の基盤として、毎月 1 回の定時取締役会のほか、必要に応じて、随時臨時取締役会を開催することとし、重要事項に関する意思決定を迅速・適切に行う。
- (2) 取締役からなる経営会議を月 1 回以上開催することにより、取締役会付議事項を含む重要事項につき事前審議し、経営の意思決定の効率化を行う。
- (3) 効率的な業務執行を可能とするため、各担当役員の職務分掌及び権限を明確化するための規程の整備を行う。

5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、法令遵守の周知徹底を図るとともに、コンプライアンス体制の実践的運用を可能とする体制を構築する。
- (2) 全取締役は担当部門の使用人に対しコンプライアンスの教育・啓発を行う。
- (3) コンプライアンス委員会及び指定弁護士を内部通報窓口とするとともに、役職員に対し、社内において法令、定款又は社内規程への違反行為が現に行われ、又は行われようとしていることを発見した場合には、直ちに窓口へ通報するよう指導していく。当社は、通報内容を守秘し、通報者に対して不利益な扱いを行わない。

- (4) 法令、定款又は社内規程に違反した者に対しては、就業規則に基づく懲戒処分を含め、厳正な処分を行う。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

- (1) 監査役から、その職務を補助すべき使用人の設置を求められた場合には、必要に応じて監査役の補助使用人を置くこととし、その補助使用人に対する人事については、取締役と監査役とが、協議の上決定することとする。
- (2) 補助使用人は、監査役の指揮命令に従い職務を行うものとし、業務執行にかかる役職を兼務しないこととする。
- (3) 補助すべき使用人の人事異動、人事評価は監査役の承認を得ることとする。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制

- (1) 代表取締役、業務担当役員は、取締役会等の監査役の出席する会議において、積極的に担当業務の執行状況を報告するものとする。
- (2) 取締役及び各事業部門の責任者は、以下に定める事項が発見された場合、直ちに監査役へ報告するものとする。
- ① 会社信用を著しく低下させたもの、又はその恐れのあるもの
 - ② 会社業績に大きく悪影響があるもの、又はその恐れのあるもの
 - ③ 社内外へ重大な被害を与えたもの、又はその恐れのあるもの
 - ④ 社内規程への重大な違反事項
 - ⑤ その他上記①～④に準ずる事項
- (3) 監査役は、社内の重要な会議に出席することができる。これを確保するために、監査役から要求のあった場合には、当該会議の開催案内を当該監査役に通知するものとする。
- (4) 役員は、通報窓口その他を通じて、法令、定款又は社内規程に違反する重要な事項を知った場合には、直ちに当該事項を監査役に報告するものとする。

- (5) 監査役は上記以外の事項についても、必要に応じて随時取締役及び使用人に報告を求めることができる。
- (6) 監査役は報告された上記事項につき、その適法性、合理性を検証し、取締役及び使用人に対し勧告を行う。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役の過半数を社外監査役が占めることとし、対外的透明性を確保・維持する。
- (2) 監査役は、代表取締役と定期的に会合をもち、監査上の重要課題等について随時意見を交換する。
- (3) 監査役は、内部監査室及び会計監査人と緊密な連携を保持し、その職務を行う。

貸借対照表

(平成22年5月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,252,459	流動負債	430,171
現金及び預金	792,889	買掛金	179,454
売掛金	187,439	一年内返済予定の長期借入金	66,664
商品	195,646	リース債務	3,627
貯蔵品	1,874	未払金	53,449
前渡金	7,631	未払費用	71,896
前払費用	49,336	未払法人税等	30,477
繰延税金資産	26,811	未払消費税等	5,206
その他	1,609	未払事業所税	6,077
貸倒引当金	△10,779	前受金	3,157
固定資産	878,582	預り金	6,325
有形固定資産	612,029	前受収益	386
レンタル資産	421,491	商品保証引当金	3,323
建物	99,049	その他	125
車両運搬具	3,326	固定負債	81,370
工具、器具及び備品	70,510	長期借入金	50,006
リース資産	17,651	リース債務	15,107
無形固定資産	15,018	長期未払金	16,256
ソフトウェア	15,018	負債合計	511,541
投資その他の資産	251,534	(純資産の部)	
投資有価証券	272	株主資本	1,619,497
出資金	820	資本金	432,750
長期営業債権	227	資本剰余金	525,783
長期前払費用	4,054	資本準備金	525,783
差入保証金	234,952	利益剰余金	723,462
繰延税金資産	10,176	利益準備金	625
その他	1,259	その他利益剰余金	722,837
貸倒引当金	△227	繰越利益剰余金	722,837
		自己株式	△62,497
		評価・換算差額等	2
		その他有価証券評価差額金	2
資産合計	2,131,041	純資産合計	1,619,499
		負債純資産合計	2,131,041

(注) 単位未満の端数処理は、切り捨て表示によっております。

損益計算書

(平成21年6月1日から
平成22年5月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	3,349,229
売上原価	1,666,093
売上総利益	1,683,135
販売費及び一般管理費	1,622,468
営業利益	60,667
営業外収益	
受取利息	161
有価証券利息	64
受取配当金	4
受取家賃	4,642
受取賃貸料	2,756
受取ロイヤリティ	9,561
雑収入	2,278
営業外費用	
支払利息	2,900
為替差損	1,881
雑損	193
経常利益	75,161
特別利益	
固定資産売却益	221
特別損失	
固定資産除却損失	1,395
減損損失	4,228
税引前当期純利益	69,758
法人税、住民税及び事業税	25,398
法人税等調整額	12,565
当期純利益	31,793

(注) 単位未満の端数処理は、切り捨て表示によっております。

株主資本等変動計算書

(平成21年6月1日から
平成22年5月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益 剰余金	繰越利益 剰余金
平成21年5月31日残高	432,750	525,783	525,783	625	715,587	716,212
事業年度中の変動額						
剰余金の配当					△24,544	△24,544
当期純利益					31,793	31,793
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額(純額)						
事業年度中 の変動額合計	—	—	—	—	7,249	7,249
平成22年5月31日残高	432,750	525,783	525,783	625	722,837	723,462

(単位：千円)

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
平成21年5月31日残高	△62,497	1,612,247	—	—	1,612,247
事業年度中の変動額					
剰余金の配当		△24,544			△24,544
当期純利益		31,793			31,793
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額(純額)			2	2	2
事業年度中 の変動額合計	—	7,249	2	2	7,252
平成22年5月31日残高	△62,497	1,619,497	2	2	1,619,499

(注) 単位未満の端数処理は、切り捨て表示によっております。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

2 たな卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有するたな卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(1) 商品

個別法

(2) 貯蔵品

最終仕入原価法

3 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

レンタル資産

レンタル資産の経済的使用可能予測期間を耐用年数とし、当該期間満了時のレンタル資産の見積処分価額を残存価額とする定額法によっております。

その他の有形固定資産

定率法によっております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 6～42年

車両運搬具 2～6年

工具、器具及び備品 2～15年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

ソフトウェア

ソフトウェアの見込利用可能期間を耐用年数（5年）とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する定額法を採用しております。なお、平成20年5月31日以前に契約したリース物件で、所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(4) 長期前払費用

定額法によっております。

4 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 商品保証引当金

保証付中古パソコン等の返品による損失に備えるため、保証期間に係る保証見積額を過去の実績を基礎とした会社計上基準により計上しております。

6 収益及び費用の計上基準

レンタル料収入の計上基準

レンタル期間の経過に伴い、役務の提供に対応して、契約上收受すべきレンタル料額を収入として計上しております。

7 その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(貸借対照表に関する注記)

1 有形固定資産の減価償却累計額 840,022千円

2 当社は、商材の安定確保を行うため、リース会社と買取保証契約を締結しております。その買取保証額は296,851千円であります。

(損益計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	25,875	—	—	25,875
合計	25,875	—	—	25,875
自己株式				
普通株式	1,331	—	—	1,331
合計	1,331	—	—	1,331

2 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成21年8月28日 定時株主総会	普通株式	24,544,000	1,000.00	平成21年 5月31日	平成21年 8月31日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当金の 総額(円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年8月30日 定時株主総会	普通株式	26,998,400	利益剰余金	1,100.00	平成22年 5月31日	平成22年 8月31日

(税効果会計に関する注記)

1 繰延税金資産の発生 の主な原因別の内訳

繰延税金資産

流動資産

貸倒引当金繰入	3,447千円
商品保証引当金	1,349千円
従業員未払賞与	12,867千円
未払事業税	4,488千円
未払事業所税	2,467千円
その他	2,190千円
繰延税金資産合計	26,811千円

固定資産

従業員未払退職金	1,135千円
レンタル資産等減価償却	8,995千円
その他	1,407千円
評価性引当金	△1,363千円
繰延税金資産合計	10,176千円

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	40.69%
(調整)	
留保金課税	1.37%
交際費等永久に損金に算入されない項目	4.06%
住民税均等割	5.69%
外国事業に係る事業税差異	2.65%
その他	△0.04%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	54.42%

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)
工具、器具及び備品	17,958	8,894	9,063
合計	17,958	8,894	9,063

(2) 未経過リース料期末残高相当額

1年以内	3,569千円
1年超	5,874千円
合計	9,443千円

(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料	5,018千円
減価償却費相当額	4,598千円
支払利息相当額	440千円

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

(5) 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

2 オペレーティング・リース取引 (解約不能のもの)

未経過リース料

1年以内	6,456千円
1年超	6,546千円
合計	13,002千円

(金融商品に関する注記)

(追加情報)

当事業年度より「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 平成20年3月10日)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日)を適用しております。

1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、運転資金については短期的な預金等に限定し、また、資金調達は銀行等金融機関からの借入れによっております。

売掛金に係る信用リスクは、業務管理規程に沿ってリスク低減を図っております。

差入保証金は、主に建物賃貸借契約に係るものであり、差し入れ先の信用リスクに晒されております。営業債務である買掛金はそのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。

また投資有価証券は上場株式であり、四半期ごとに時価の把握を行っています。

借入金の使途は運転資金（主として短期）及び設備投資資金（主として長期）であります。なお、デリバティブ取引は利用しておりません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年5月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。（注2をご参照下さい。）

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額（*1）	時価（*1）	差額
(1) 現金及び預金	792,889	792,889	—
(2) 売掛金	187,439	187,439	—
(3) 差入保証金	118,571	108,996	△9,575
(4) 買掛金	(179,454)	(179,454)	—
(5) 長期借入金（*2）	(116,670)	(117,040)	△370

(*1) 負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

(*2) 長期借入金には1年内返済予定の長期借入金（66,664千円）が含まれております。

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

（1）現金及び預金、（2）売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（3）差入保証金

差入保証金の時価は、将来キャッシュ・フローを一定期間ごとに分類し、国債の利回り等、適切な指標に基づく利率で割り引いた現在価値により算定しております。

（4）買掛金

買掛金は短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（5）長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

（注2）時価を把握するのが極めて困難と認められる金融商品

区分	貸借対照表計上額（千円）
差入保証金	116,380

差入保証金のうち償還期間が確定していないため、合理的に見積もれず、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、「(3) 差入保証金」には含まれておりません。

(賃貸等不動産に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1株当たり情報に関する注記)

1	1株当たり純資産額	65,983円54銭
2	1株当たり当期純利益	1,295円38銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

会計監査人監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成22年 7月27日

株式会社 パシフィックネット

取締役会 御中

九 段 監 査 法 人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 浅 見 仁 一 郎 ㊤
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 並 河 慎 一 ㊤
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第 436 条第 2 項第 1 号の規定に基づき、株式会社パシフィックネットの平成 21 年 6 月 1 日から平成 22 年 5 月 31 日までの第 22 期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成21年6月1日から平成22年5月31日までの第22期事業年度の取締役の職務の執行に関して、監査役会において審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人九段監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成22年7月29日

株式会社 パシフィックネット 監査役会

常勤監査役 有 川 弘 ④
(社外監査役)

社外監査役 肥 沼 晃 ④

社外監査役 福 壽 道 夫 ④

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第 1 号議案 剰余金の処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりとしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

第 22 期の期末配当につきましては、当期の業績及び今後の事業展開を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当事業年度の配当につきましては、利益の黒字化及び市況に改善の兆候もあり、1 株につき 1,100 円の実施を決定し、配当総額は 26,998,400 円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成 22 年 8 月 31 日といたしたいと存じます。

2. その他の剰余金の処分に関する事項

該当事項はありません。

第2号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	候補者の 有する 当社の 株式数
1	上田 満 弘 (昭和27年2月13日生)	昭和50年 4月 殖産住宅相互株式会社入社 昭和58年 1月 キャットジャパンリミテッド株式会社入社 昭和60年 2月 株式会社パシフィックコンピュータバンク取締役 昭和63年 7月 当社代表取締役社長（現任）	14,850株
2	山崎 健 一 (昭和19年2月7日生)	昭和42年 4月 株式会社協和銀行（現 株式会社りそな銀行）入行 平成8年 6月 株式会社あさひ銀行（現 株式会社りそな銀行）取締役人事部長 平成10年 4月 同行取締役 平成10年 6月 同行常務取締役 平成11年 6月 あさひ銀保証株式会社（現 りそな保証株式会社）代表取締役副社長 平成14年 3月 三平建設株式会社 代表取締役専務 平成16年 3月 株式会社ふじもと 取締役社長 平成18年 1月 当社取締役 平成19年 10月 株式会社スリー・シー・コンサルティング社外監査役 平成21年 8月 当社取締役副社長 平成22年 4月 当社取締役副社長 企画広報部担当（現任）	0株
3	岩間 正 俊 (昭和27年1月11日生)	昭和51年 9月 千代田電子計算株式会社（現 システムズ・デザイン株式会社）入社 平成元年 3月 当社入社営業管理部長 平成10年 4月 当社常務取締役 平成12年 4月 株式会社パシフィックアイテック取締役社長 平成14年 11月 当社常務取締役大阪支店長 平成17年 9月 当社常務取締役 平成20年 11月 当社専務取締役 平成22年 6月 当社専務取締役 営業本部、営業統括部、札幌支店、仙台支店、長野支店、浜松支店、名古屋支店、大阪支店、広島支店、福岡支店担当（現任） (他の法人等の代表状況) 株式会社アールモバイル代表取締役社長	300株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	候補者の 有する 株式の 数
4	亀 田 秀 幸 (昭和35年9月4日生)	昭和58年 5月 千代田電子計算株式会社（現 システ ムズ・デザイン株式会社）入社 昭和64年 1月 株式会社パシフィックコンピュータ バンク入社 平成元年 10月 当社入社 平成12年 6月 株式会社パシフィックアイテック取 締役営業統括部長 平成14年 6月 当社取締役レンタル事業部長 平成15年 6月 当社取締役レンタル営業部長 平成16年 6月 当社取締役営業部長 平成18年 3月 当社取締役大阪支店長 平成22年 4月 当社取締役市場開発部長 平成22年 6月 当社取締役営業本部長 平成22年 8月 当社取締役営業本部長兼営業部長 台北支店担当（現任）	75株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	候補者の 有する 当株式 の数
5	菅谷泰久 (昭和33年11月27日生)	昭和55年 5月 田中税理士事務所入所 昭和60年 2月 株式会社カネイチ入社 平成4年 8月 株式会社アクティブ入社 平成6年 7月 株式会社日本メディックス入社 平成11年 7月 当社入社 平成13年 6月 当社管理統括部長 平成14年 6月 当社取締役総務部長 平成17年 9月 当社取締役財務経理部長 平成18年 9月 当社取締役 平成20年 2月 当社取締役財務経理部長 平成22年 2月 当社取締役財務経理部長兼情報システム部長 平成22年 6月 当社取締役管理本部長兼財務経理部長兼情報システム室長 平成22年 7月 当社取締役管理本部長兼財務経理部長(現任)	75株
6	神谷宗之介 (昭和49年6月25日生)	平成8年 11月 司法試験合格 平成11年 4月 東京弁護士会に弁護士登録の上、大原法律事務所に勤務 平成17年 1月 ニューヨーク州弁護士登録 平成19年 1月 神谷法律事務所を開設(現任) 平成19年 8月 当社監査役 平成20年 6月 株式会社日本デジタル研究所監査役(現任) 平成21年 8月 当社社外取締役(現任)	0株

- (注) 1. 上記の各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 神谷宗之介氏は、社外取締役候補者であります。
3. 神谷宗之介氏は、弁護士として企業法務に精通されており、利害関係が無い見地から、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しました。
4. 社外取締役候補者の当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって、神谷宗之介氏は1年となります。
5. 当社は、現行定款において、社外取締役の責任限定契約に関する規定を設けております。当該定款に基づき当社が社外取締役である神谷宗之介氏の再任が承認可決された場合に継続する予定の責任限定契約の内容は次のとおりであります。

(責任限定契約の概要)

会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の責任について、社外取締役が職責を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令が規定する最低責任限度額を限度とする旨の契約。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役福壽道夫氏は、本総会終結の時をもって辞任されますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。なお、監査役候補者東後忠明氏は監査役福壽道夫氏の補欠として選任をお願いするものでありますので、その任期は前任者の任期の満了すべき時（平成24年8月開催予定の第24回定時株主総会終結の時）までとなります。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役の候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	候補者の 有する 当社の 株式数
東 後 忠 明 (昭和26年4月14日生)	昭和50年 4月 東邦生命保険相互会社入社 平成8年 4月 同社神戸支店長 平成11年 10月 株式会社クリスタル入社 平成12年 11月 ピープルスタッフ株式会社入社 平成13年 3月 当社入社 平成13年 9月 当社企画推進部長 平成14年 6月 当社取締役企画推進部長 平成15年 4月 当社取締役資材部長 平成16年 7月 当社常務取締役資材部長 平成17年 9月 当社常務取締役人事総務部長 平成18年 9月 当社常務取締役 平成19年 11月 当社常務取締役営業部長 平成20年 8月 当社常務取締役 平成22年 6月 当社常務取締役東京本店本部長（現任）	75株

- (注) 1. 上記の候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 東後忠明氏は、監査役候補者であります。
3. 東後忠明氏を監査役候補者とした理由につきましては、当社における豊富な知識・経験を有しており、その卓越した見識を当社の経営全般に寄与していただけると判断しております。

以 上

監査役会の監査報告書受領後に生じた会社の状況に関する重要な事実

下記の事項につきまして、監査役会の監査報告書受領後に生じた会社の状況に関する重要な事実としてお知らせ申し上げます。

記

1. 合弁会社の設立

当社は、平成 22 年 7 月 30 日開催の取締役会決議に基づき、平成 22 年 8 月 2 日付で、株式会社光通信との合弁会社である株式会社アールモバイルを設立し、同日営業を開始いたしました。

(1) 合弁会社設立の目的

当社の中古携帯事業の拡大を図るという意図と、株式会社光通信の同事業への参入というニーズが合致したもので、両社の強みを生かすことで、当社の全国ネットワークを通じて販売力の強化と、より付加価値の高いサービスの提供が可能となります。

結果として、両社にとってシナジー効果を生み出し、企業価値向上につながるものと考えております。

(2) 合弁会社の概要

①商号	株式会社アールモバイル
②代表者	代表取締役 岩間 正俊
③本店所在地	東京都大田区東海一丁目 3 番 6 号
④設立年月日	平成 22 年 8 月 2 日
⑤主な事業の内容	中古携帯及び中古パソコン等の買取・再生・販売
⑥出資金	90,000 千円 (資本金 45,000 千円、資本準備金 45,000 千円)
⑦決算期	5 月 31 日
⑧株主構成及び所有割合	株式会社パシフィックネット 51% 株式会社光通信 49%
⑨役員構成	株式会社パシフィックネット 2 名 株式会社光通信 2 名

2. 自己株式の処分

当社は、平成 22 年 7 月 30 日開催の取締役会において、株式会社光通信を処分先とする第三者割当による自己株式の処分について、決議いたしました。

(1) 自己株式処分の目的

当社と株式会社光通信は、当社の中古携帯事業の拡大方針と、株式会社光通信の同事業への新規参入とが合致し、平成 22 年 8 月 2 日に合弁会社である株式会社アールモバイルを設立し、同日営業を開始いたしました。

今後の事業展開を踏まえ、両社の安定的・発展的な企業価値の向上と一層の信頼関係をより強固なものにするものであります。

(2) 自己株式処分に関する概要

①処分期日	平成 22 年 8 月 20 日
②処分株式数	1,331 株
③処分価額	1 株につき 40,000 円
④資金調達額	53,240,000 円
⑤処分方法	第三者割当
⑥処分先	株式会社光通信
⑦処分後の自己株式数	0 株

